

2 福薬発第 1050 号
令和 3 年 3 月 31 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
副会長 安東 恵津子
常務理事 楠本 哲也

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律施行細則の一部改正について（通知）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、福岡県保健医療介護部より別添のとおり連絡がございましたのでお知らせいたします。

本改正については以下となっておりますので、適切な運用についてよろしくお願いたします。

（1）改正規則第 1 条関係

薬局等の管理者が非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合について、申請その他の手続を要さないこととするもの（令和 3 年 3 月 30 日施行）

（2）改正規則第 2 条関係

県施行細則で押印を義務付けている様式について、押印の義務付けを廃止するもの（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（3）改正規則第 3 条関係

法令改正に伴い、県施行細則で定める薬局機能に関する情報の報告に係る様式を改正するほか所要の規定の整備を行うもの（令和 3 年 8 月 1 日施行）

ご多忙中とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願申し上げます。